

# 第3部 環境の現状と県の取組み

## 第1章 資源の循環

### 第1節 廃棄物の状況【廃棄物対策課】

#### 1 一般廃棄物の状況

##### (1) ごみの排出量

県内のごみ排出量は、これまで平成3年度の29万9千tをピークに平成4年度から、概ね横ばいで推移していましたが、平成10年以降増加に転じています。

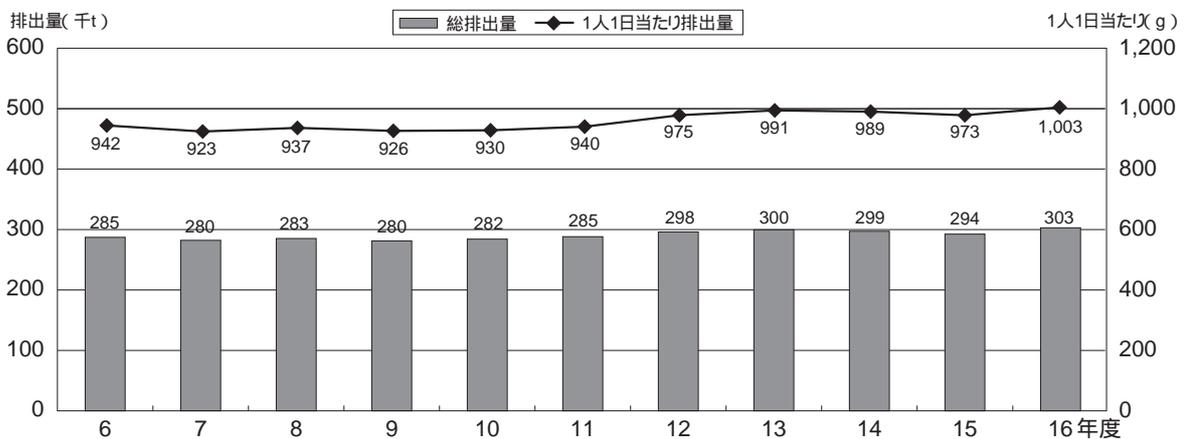
これは、ダイオキシン類問題をきっかけとした小型焼却炉の使用自粛や、野焼きの禁止等により、これまで自家処理されていたものが市町村のごみ

収集に出されるようになったことが大きな原因と考えられます。

また、平成16年度における県内のごみ総排出量は30万3千tであり、過去最大の排出量となっています。

これは、福井豪雨によって被害を被った家具などが各市町村のごみ処理施設に大量に持ち込まれたからであると考えられます。

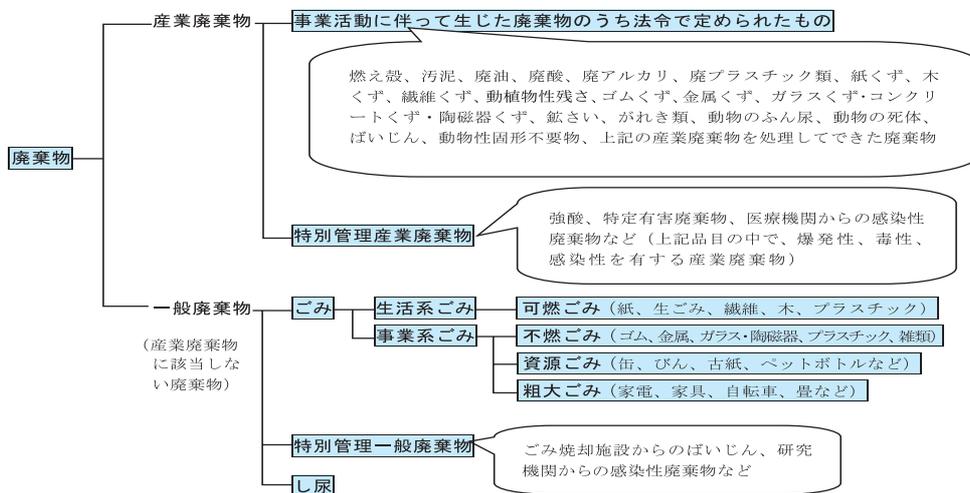
図3-1-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移



#### コラム

#### 廃棄物の区分

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。



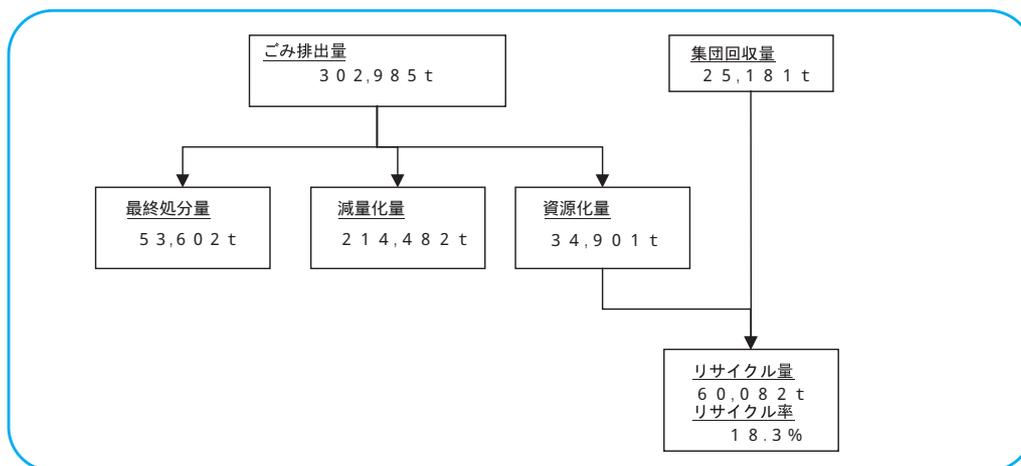
(2) ごみの処理状況

市町（一部事務組合を含む。）では、通常、収集されたごみを、焼却、破碎、資源化等の中間処理をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

平成16年度に市町村が収集し、処理されたごみ

約30万tのうち、埋め立てられた「最終処分量」は5万4千t、焼却等で減量化された「減量化量」は21万4千t、資源化された「資源化量」は3万5千tでした。

図3-1-2 平成16年度ごみ処理フロー図



(3) リサイクルの状況

平成16年度に、市町村において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は3万5千tとなっており、平成15年度（3万4千t）とおおむね横ばいで推移しています。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万5千tとなっており、平成15年度

（2万5千t）と同数となっています。

市町村における資源化と集団回収をあわせた6万tがリサイクルにまわされており、リサイクル率は18.3%となっています（平成15年度：18.6%）。

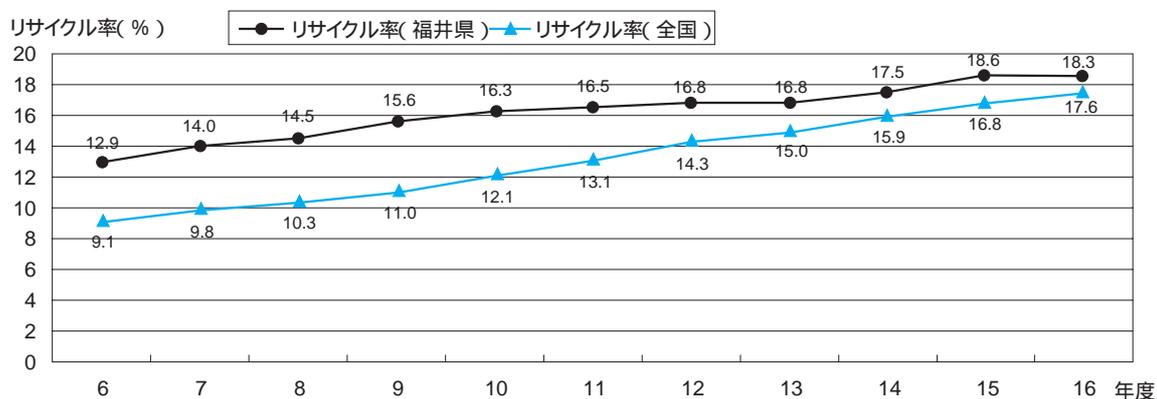
近年、県民のリサイクルに対する取組みは進んでおり、ゆるやかではあるがリサイクル率は上昇傾向となっています。

表3-1-3 リサイクル量の推移

（単位：千t）

年 度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
資源化量	20	22	24	25	26	27	28	29	31	34	35
集団回収量	17	19	19	21	23	24	25	25	25	25	25
リサイクル量	37	41	43	46	49	52	53	54	56	59	60

図3-1-4 リサイクル率(注)の推移



(注) リサイクル率 = リサイクル量 ÷ (ごみ排出量 + 集団回収量)

(4) 廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

平成17年度末現在、ごみ焼却施設は11施設設置

されており、処理能力は1,139 t / 日となっています。また、一般廃棄物最終処分場は11施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

2 産業廃棄物の状況

(1) 県内の発生状況

県内総発生量

平成15年度に本県で発生した産業廃棄物は3,039千tであり、平成12年度の3,530千tと比較すると、約14%減少しています。

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、平成15年度の値です。

種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,391千t（全発生量の46%）次いで、がれき類721千t（24%）、ばいじん212千t（7%）、廃プラスチック類157千t（5%）、家畜ふん尿131千t（4%）、紙くず122千t（4%）の順で、この6種類で全体の90%を占めています。

業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、電気・水道業が最も多く、988千t（全発生量の33%）次いで、建設業849千t（28%）、製造業759千t（25%）の順となっており、この3業種で86%を占めています。

(2) 処理処分状況

発生からの処理処分状況

発生量3,039千tの処理処分状況は、リサイクル量1,512千t（50%）、減量化量1,444千t（48%）、最終処分量80千t（3%）等となっています（図3-1-7）。

平成12年度と比較すると、発生量、最終処分量がともに大幅に減少しています。

図3-1-5 種類別発生量構成比（平成15年度）

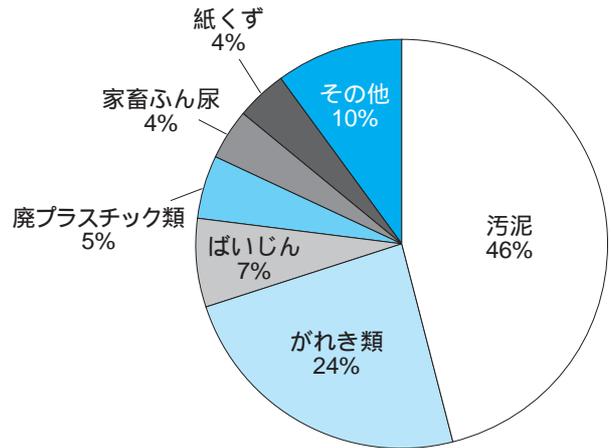


図3-1-6 業種別発生量構成比（平成15年度）

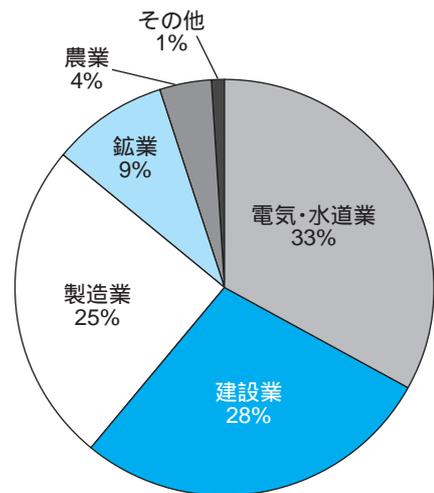
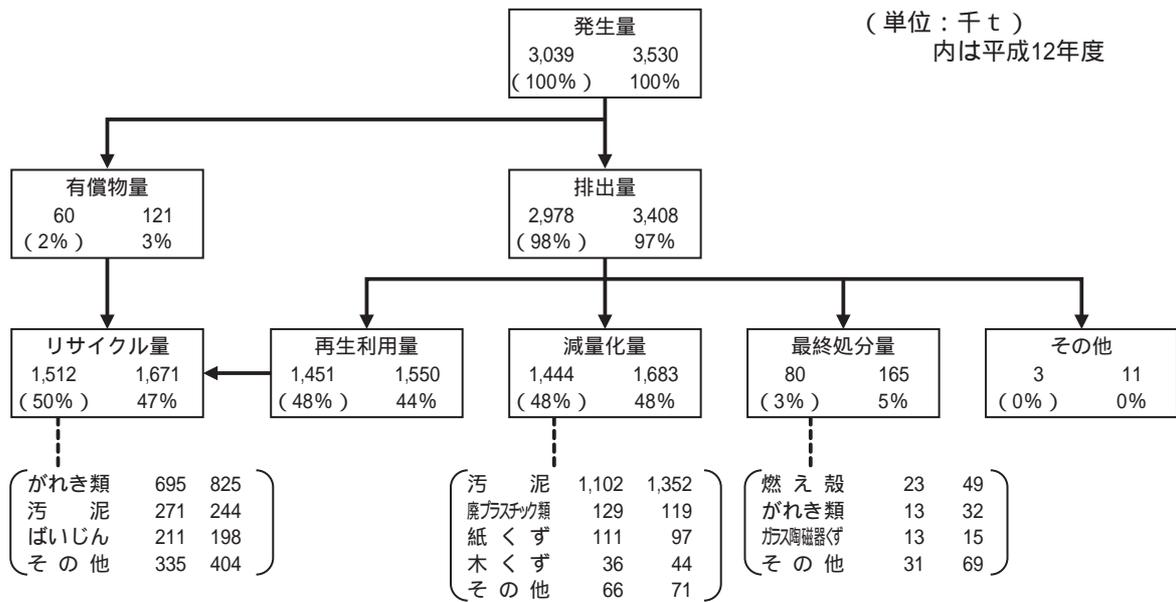


図3-1-7 平成15年度処理処分状況



種類別処理状況

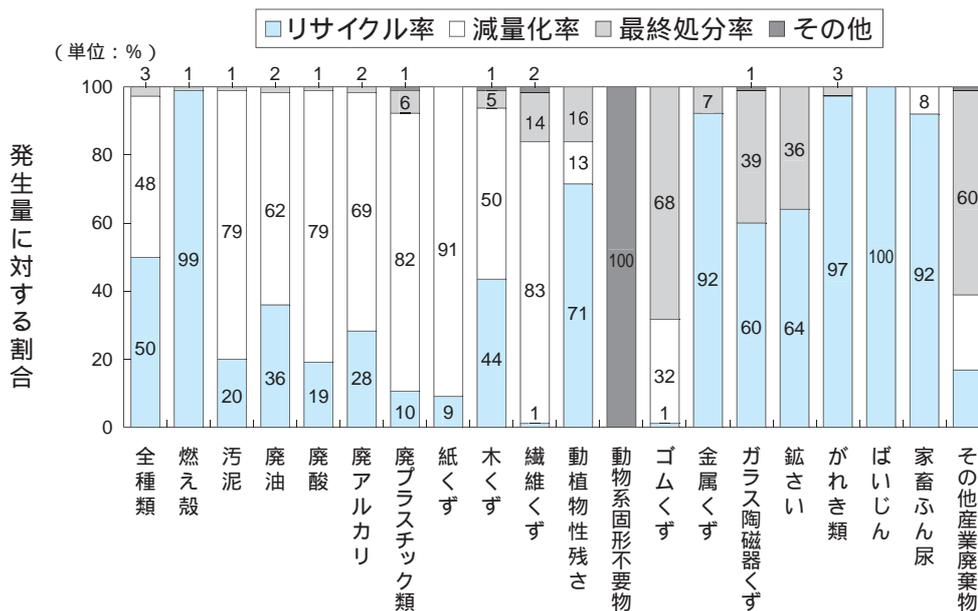
汚泥については、1,391千tの発生量がありますが、79%が減量化され、最終処分量は1%となっています。

がれき類については、721千tのうち、97%がリサイクルされています。

廃プラスチック類では、157千tのうち、82%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、燃え殻が23千tで最も多く、がれき類が13千t、次いで、汚泥、ガラス・陶磁器が13千tの順となっています。

図3-1-8 種類別処理状況（平成15年度）



(3) 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可をもっている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、多くの排出事業者が自ら中間処理施設または最終処分場を設置することなく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成18年3月末現在1,612件で、業の種類別では、収集・運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可は1,445件で、全体の約90%を占めています。

表3-1-9 産業廃棄物処理業許可件数（平成18年3月末現在）

許可区分	収集運搬	中間処理(処分)	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	1,278	148	1	6	1,433
特別管理産業廃棄物	167	11	0	1	179
合計	1,445	159	1	7	1,612

(4) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条に基づく許可施設数は、平成18年3月末現在174施設です。

このうち、焼却許可施設数（汚泥、廃油、廃プラスチック、その他）は58で、全許可施設の33%を占めています。

平成17年度中に許可を受けた産業廃棄物処理施

設数の内訳は、設置の許可を受けた施設が2、変更の許可を受けた施設が3で、承継の許可を受けた施設が2です。

平成17年度の施設許可申請では、その計画が許可基準に適合しないことから不許可処分となった最終処分場の申請が1件ありました。

表3-1-10 産業廃棄物処理施設数（平成18年3月末現在）

施設の種別	許可対象となる処理能力	施設数
汚泥の脱水処理施設	10m <sup>3</sup> /日超	15
汚泥の乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日超	1
汚泥の焼却施設	5m <sup>3</sup> /日超、200kg/時以上または火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	10
廃油の油水分離施設	10m <sup>3</sup> /日超	1
廃油の焼却施設	1m <sup>3</sup> /日超、200kg/時以上または火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	10
廃酸・廃アルカリの中和施設	50m <sup>3</sup> /日超	1
廃プラスチックの破碎施設	5t/日超	9
廃プラスチックの焼却施設	0.1t/日超または火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	23
木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日超	76
シアン分解施設	すべて	2
産業廃棄物焼却施設	200kg/時以上または火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	15
最終処分場(安定型)*1	すべて	8
最終処分場(管理型)*2	すべて	3
合計		174

(注) ~ : 中間処理施設、 : 最終処分場（最終処分場施設数は稼働中の施設数）

\*1安定型処分場：廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類など変化しない安定した廃棄物で、土壌・砂れき類等と同じで何ら環境を汚染しないものとして処分できるものを埋め立てる処分場。

\*2管理型処分場：埋め立てられた時に分解、溶出等の変化を伴い、環境を汚染することがあるため、十分な管理が行えるように処理して処分するための処分場。紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、汚泥などを処分する。